樹枝や雑草等の管理についてのお願い

道路上や水路上にはみ出した樹枝や雑草等は、車と歩行者の交通安全に支障を及ぼす原因となり、事故が発生する危険性があります。

つきましては、道路上や水路上にはみ出ることのないよう、樹枝の剪定、雑草の刈取りにご協力をお願い致します。

※道路上に張り出した樹枝等により、歩行者や車両等に損害が発生した場合は、樹枝等の所有者に損害賠償責任が発生する可能性があります（民法717条）。

はみ出した部分を歩行者が避けて

通らないといけないから、危険だよ・・・。



みんなで事故のない、快適な街をつくりましょう！

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

Ⓒ稲沢市　いなッピー

　　　　区長　　稲沢市用地管理課